

## 中小企業・SDGsビジネス支援事業 2020年度第二回公示分 Q&A

※ 2020年度第二回公示概要説明会（2020年11月10日開催）における「提案型」等に関する質問と回答についても、以下リンク先から併せてご確認ください。  
[https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/announce/ku57pq00002avzcc-att/q\\_and\\_a202\\_1210.pdf](https://www.jica.go.jp/priv_partner/announce/ku57pq00002avzcc-att/q_and_a202_1210.pdf)

※ 一覧表にあるご質問と回答は、下の検索ページでもご確認いただけます。  
<https://minkanrenkei.jica.go.jp/area/table/26043/e0uN60/M?S=oftbp2ldkfpd>

### 12月23日掲載分

No.	分類	該当資料2	該当箇所	質問	回答
1	本邦受入活動	募集要項	第1 事業の目的・概要 1. 事業の目的・概要	遠隔実施型で採択後に渡航可能となった場合でも本邦受入活動を（計画変更について、JICA承認の元）実施することは認められないか。	妥当性が認められ、かつ対象国から日本への渡航が十分に可能である場合、本邦受入活動の追加も認められます。
2	本支援事業対象国	募集要項	第1 事業の目的・概要 2. 本支援事業対象国	当法人は透析の専門病院であり、数人のベトナムからの就労者が働いている。当法人でベトナムの人工透析の技術支援を行いたいと考えている。普及・実証・ビジネス化事業は、対象国にベトナムが入っている様だが、1.基礎調査、2.案件化調査、の対象国にもベトナムが入っているか。	「募集要項 第1 事業の目的・概要 2. 本支援事業対象国」に記載のとおり、ベトナムはすべての中小企業・SDGsビジネス支援事業の対象国です。 なお、本事業はいずれも提案法人による対象国での課題解決に貢献し得るビジネスの展開を前提として必要な調査等を行うものである点ご留意願います。
3	ヒアリング	募集要項	第2 選考の流れ 5. 審査、及びヒアリング	ヒアリングは提案企業のみが参加可能か。それとも外部人材（コンサル会社等）も同席可能か。また同席可能な場合、各組織からの参加人数制限はあるか。	ヒアリングの対象は提案法人となり、外部人材の同席は不可となります。
4	参加資格要件（みなし大企業）	募集要項	第3 事業内容・応募について 1.参加資格要件 (1)中小企業、中小企業団体	中小企業に当たる企業（ホールディングス）が100%株を持っているが、その企業が大企業の100%出資の場合はみなし大企業になるのか。ただし、ホールディングス内のグループ企業はすべて中小企業に当たる。	親会社が大企業で、子会社が中小企業の場合は、孫会社はみなし大企業に該当します。SDGsビジネス支援型の案件化調査または普及・実証・ビジネス化事業への応募が可能です。
5	複数提案	募集要項	第3 事業内容・応募について 2. 本支援事業の対象外となる応募	当社は提案法人ではなく、共同企業体の構成員としての参画依頼が2社からきている。1社は基礎調査、もう1社は案件化調査（SDGsビジネス支援型）で、それぞれ別の企業で、プランも全く別、対象国も別になる。当社が両方の提案に共同企業体の一員として参加することができるのか。その場合、提案が審査対象になるかを知りたい。	募集要項に記載のとおり、基礎調査（中小企業支援型）においては、提案法人（共同企業体を構成する場合は構成員を含む）が、同時期に募集される本支援事業に、複数提案することは認められません。 そのため、共同企業体の構成員であっても、基礎調査と案件化調査（SDGsビジネス支援型）両方の提案に参画することはできません。
6	応募書類	募集要項	第3 事業内容・応募について 6. 応募書類	提案法人の方針により、提案法人単体での「キャッシュフロー（CF）」の資料は対外的な公表資料として公表していない為、提案法人の連結CFにつき提出することで代用できるか。（単体でのCFの提出は必須か） また、上記CFにつきExcel書式にてデータをPDF化したものを提出で問題ないか。	SDGsビジネス支援型については、企業名が記入された直近3か年の（連結ではなく単体の）貸借対照表と損益計算書とキャッシュフロー計算書を提出ください。 財務諸表はExcel又はPDF形式どちらでもご提出いただけます。
7	応募書類	募集要項	第3 事業内容・応募について 6. 応募書類	提案法人が1社単独で応募する場合、登記事項証明書（写）の提出に関し、「現在事項全部証明書」のかわりに「履歴事項全部証明書」（写）の提出で問題ないとの理解で良いか。「備考欄」記載事項は、「共同企業体」を構成する場合の注意書きの後ろに（ ）がついており、同文章の『補足内容』とも読み取れるため。	提案法人が1社単独で応募する場合も同様に「履歴事項全部証明書」での提出も可能です。
8	応募書類	募集要項	第3 事業内容・応募について 6. 応募書類	提案法人は「くるみんマーク」の認定を受けているが、認定証のコピーが見つからず、発行元に再発行を依頼したが、「不可」との回答。上記認定については、下記サイトの東京都認定企業一覧に掲載されているが、以下のリストで代替提出は可能か。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jisedai/kijuntekigou/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jisedai/kijuntekigou/index.html</a>	「次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定企業一覧」の該当箇所をマークし、認定書紛失及び再発行不可の旨を記入の上、本登録時に提出ください。
9	企画書	別添様式2. 企画書	企画書要約	大洋州の複数の島嶼国を調査対象国として計画している場合、企画書表紙の「対象国」欄には「大洋州島嶼国」と記載することによりか。 また、企画書要約の「案件名」には、「大洋州島嶼国における△△ 案件化調査」とすることによりか。	対象国は、原則として1か国を選定して提案ください。事業の関係上、やむを得ず複数国にまたがる場合は、企画書にその理由を明記してください。 企画書の表紙及び要約の「案件名」には、選定した事業対象国を記載ください。
10	企画書	別添様式2. 企画書	企画書要約	「企画書要約 I. 提案事業 5. 調査費概算額」に見積金額内訳書の合計金額を記載とあるが、地域金融機関関連案件で応募する場合、上限金額を超えた金額をそのまま記載すればよいか。あるいは、金融機関職員の人件費・旅費額を内書するなどして、限度内であることを明確にした方がよいか。	地域金融機関連携案件の場合、合計金額は上限金額を超えて記載いただいて結構です。また、企画書表紙の地域金融機関連携案件の「該当」を必ず選択してください。
11	企画書	別添様式2. 企画書 案件化調査（中小企業支援型）	3. 本JICA事業の実施計画	案件化調査（中小企業支援型）の企画書3-(2)-③現地調査計画（案）について、遠隔実施型の場合、「現地調査」が全て「国内調査」となり、「第何回現地調査」という活動区分も無くなるが、本項目は未記入または削除すべきか。 または遠隔による現地機関・企業との活動に絞った業務スケジュールを書けば良いか。	該当項目については削除せず、現地機関及び企業との活動に絞った業務計画を記載してください。遠隔による調査を実施するに当たり、例えば現地備人や外部人材を活用してどのように現地の調査を計画しているのか、各現地調査の時期、大まかな目的と調査事項を記載してください。
12	金融機関確認書	別添様式5. 金融機関確認書	-	金融機関確認書は、日付の指定がないとのことだが、2回目以降の応募の際にも、毎回、初回の確認書の提出で良いか。	金融機関確認書は、公示日（2020年12月10日）を起点とし、1年以内の金融機関確認書が有効となりますので、前回公示（2020年6月1日）において提出いただいた確認書でも結構です。
13	金融機関確認書	別添様式5. 金融機関確認書	-	「金融機関確認書」には「3年以上の金融機関との取引関係を有すること」の記載がある。銀行Aとは20年以上の取引があるが借入れをしたことがないため「JICA案件には対応できない、人員不足」などを理由に対応してもらえない。銀行Bとは2年の取引だが対応可能とのこと。備考欄に上記の理由説明を記載したうえで銀行Bから「金融機関確認書」を得て提出することは可能か。	不可となります。設立期間が3年未満の企業を除き、3年以上の取引関係を有する金融機関からの金融機関確認書のみ加算対象となります。
14	金融機関確認書	別添様式5. 金融機関確認書	-	共同企業体の代表法人として応募予定であるが、銀行からの「金融機関確認書」の提出が認められなかった場合、もう一方の代表法人の「金融機関確認書」にて代用してもらうことは可能か。	共同企業体を構成する場合は、構成員の中から代表法人を一社指定いただき、代表法人に関する「金融機関確認書」を提出ください。
15	参加資格要件（みなし大企業）	参考資料 法人区分選択チャート	-	中小企業支援型の参加資格の対象は、「中小企業、中小企業団体」とあり、みなし大企業は対象外とある。以下のような企業グループの場合、当社は参加資格対象となるか。 親会社（持株会社のため事業会社ではない）…資本金9億円 子会社（持株会社のため事業会社ではない）…資本金4億8千4百万円 当社（孫会社）…建設業/資本金50百万円	従業員数が不明のため、ご質問企業の中小企業または中堅企業の判断ができませんが、親会社と子会社は、資本金の額が10億円以下のため、中堅企業に該当します。（中堅企業の定義は資本金の額又は出資金の総額が10億円以下の者）。そのため、孫会社は中堅企業に該当するものとみなされますので、中小企業支援型の案件化調査と普及・実証・ビジネス化事業への応募が可能です。
16	その他（法人基本情報）	専用ウェブサイト	1. 代表提案法人情報の登録 法人基本情報	ウェブ応募画面の「法人基本情報」について、基本情報（従業員数 * 人、資本金 * 千円、年商（売上高））欄には、提案法人「単体」の情報を入力するのにか。	「1. 代表提案法人情報の登録」については、代表提案法人「単体」の情報を入力ください。「2. 共同企業体・外部人材情報の登録」については、共同企業体の各構成員それぞれの情報を個別に入力ください。